

事 務 連 絡

平成29年6月30日

各都道府県

介護福祉士修学資金等貸付事業主管課 御中

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

福祉人材確保対策室

介護福祉士修学資金等貸付事業に関するQ & A (vol. 3)  
について

福祉・介護人材確保対策の推進につきましては、平素よりご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

先般の第5回介護人材確保対策地域戦略会議において、本事業に係るご照会の多かったものについて、別添のとおりQ & Aを作成しましたので送付いたします。

## 介護福祉士修学資金等貸付事業に関するQ & A (vol. 3)

Q 1. 外国籍の方は、貸付対象となるか。

A 1. 本事業の対象には外国籍の方も含まれる。

ただし、母国に帰国した場合は国外にいる借受人に償還請求することになり、償還請求が困難な場合には保証人に債務が発生する可能性もある。このため、事前に十分な説明及び確認を行うこと。

Q 2. 保証人については、親権者ではなく、例えば、従事している事業所の雇用主や役員（理事長など）、事業所自体（法人）、民間の保証会社などでもよいか。

A 2. 借受人が未成年者の場合は法定代理人でなければならないが、それ以外については保証能力のある例示のような個人又は法人でも差し支えない。

Q 3. 利用者が未成年の場合であって、法定代理人である親に経済的な保証能力がない場合、どのようにしたらどうか。

A 3. 法定代理人が保証人として債務を負担することが難しいと判断される場合は、法定代理人に加え別途保証人として立てることが必要である。

Q 4. 保証人について民間の保証会社を活用した場合、当該費用は貸付金の対象となるか。

A 4. 民間会社等に支払う保証料は、本貸付事業を利用するために要する経費であって、介護福祉士の修学に直接必要となる経費ではないため対象外である。

Q 5. 修学資金について、合格通知書をもって養成施設に入学する前に貸付することは可能か。また、再就職準備金について、採用内示通知書をもって再就職前に貸し付けることは可能か。

A 5. 養成施設の入学前であっても貸付決定を行うことは可能であり、入学前に貸付を行って差し支えないが、その際は養成施設へ入学しなかった場合に当該決定を取り消す旨の条件を付す必要がある。再就職準備金についても同様である。なお、この場合、合格通知書や採用内示通知書などにより入学又は就職が可能であることの確認を行うこと。

Q 6. 貸付金の交付方法について、分割又は月決めの方法によるとされているが、例えば、1年分の必要額を一括して貸し付けることも可能か。

A 6. 可能である。

Q 7. 他の貸付事業や職業訓練、日本学生支援機構の奨学金を利用する者は、本事業の貸付対象となるか。

A 7. 他の国家補助事業等を活用している者を本事業の貸付対象とすることは適当ではない。職業訓練についても、就学・資格取得を目的とした公費事業であることから、同じ介護福祉士の資格取得を目的とするものである場合は貸付対象とならない。

なお、日本学生支援機構の奨学金については、学生等に対し学費等、就学費用の必要相当額を貸し付けるものであるため、基本的に趣旨が同様の他制度との併給が望ましくない。しかし、学生等の個別の状況に応じ、併給することが真にやむを得ないと認められる場合は、実施主体の判断により貸し付けることは妨げるものではない。

Q 8. 貸付事業の広報費は、事務費の対象としてよいか。

A 8. 事業の実施に必要な印刷製本費や委託料等であれば事務費の対象としてよい。